

# 総務省 規制の事前評価書

## (検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収等の命令権の創設)

所管部局課室名：消防庁予防課

電 話： 03-5253-7523

評価年月日：平成24年2月29日

### 1 規制の目的、内容及び必要性

#### (1) 規制の改正の必要性（現状及び問題点）

消防法においては、消防用機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは、火災発生時に必要な機能を発揮できず、国民の生命、身体及び財産に重大な支障を及ぼしかねないものについて、日本消防検定協会等の第三者機関が、当該消防用機械器具等が規格に適合している旨を確認する「検定」又は製造業者自らが、当該消防用機械器具等が規格に適合している旨を確認する「自主表示」の対象とし、粗悪品が市場に流通しないよう、販売規制を課している。

近年、検定を未受検又は検定を不正受験した検定対象機械器具等が市場に流通する事案が発生しているところであり、これらの検定対象機械器具等は粗悪品である可能性が高いものであることから、市場から速やかに回収を行わなければ、火災発生時に必要な性能を発揮しないことにより、国民の生命、身体及び財産に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このため、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等のうち規格に適合していないもの等が市場に流通してしまった場合には、速やかに必要な措置を講ずることが出来るよう、総務大臣による回収等の命令権を創設する必要がある。

#### (2) 規制の改正の目的及び内容

##### 【規制改正の目的】

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る総務大臣による回収等の命令権の創設を行う。

##### 【規制改正の内容】

総務大臣は、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等のうち規格に適合していないもの等が市場に流通し、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が生ずるおそれがあると認める場合において、重大な支障の発生を防止するために特に必要があると認めるときは、販売業者等に対し、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の回収等の必要な措置を取るべきことを命ずることができるものとする。

## 2 規制の費用

### (1) 遵守費用について

販売業者等が、総務大臣による検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の回収等の命令を受けた場合には、当該検定対象機械器具等及び当該自主表示対象機械器具等の回収等にかかる費用が発生する。

### (2) 行政費用について

販売業者等に対する制度改正の周知・徹底など、改正後の制度の円滑な施行に向けた準備に要する費用、消防長又は消防署長が、販売業者等に対し、検定対象機械器具等又は自主表示対象機械器具等の回収等を命じる際の事務費等が発生する。

### (3) その他の社会的費用

特段発生しない。

## 3 規制の便益

### (1) 遵守便益

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等のうち規格に適合していないもの等が市場に流通してしまった場合に、速やかに総務大臣が検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の回収命令等の必要な措置を講ずることで、火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が発生する可能性を最小限に抑えることができ、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与するものである。

### (2) 行政便益

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等のうち規格に適合していないもの等が市場に流通してしまった場合に、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等の迅速な回収を図ることで、予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障が発生する可能性を最小限に抑えることができ、消防機関の活動の負担の軽減に寄与するものである。

## 4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等に係る総務大臣の回収等の命令権の創設を行うことによって、国民の生命、身体及び財産の保護に寄与する一方、販売業者等に対する負担は、検定対象機械器具等及び自主表示対象機械器具等のうち規格に適合していないもの等を市場に流通させた場合にのみ発生するもので、当該販売業者等がそもそも市場に流通すべきでないものを回収するに当たり発生する費用は受忍すべき最小限のものと考えられることから、今回の改正に伴う費用は便益に見合ったものであり、今回の改正は適切かつ合理的なものであると考えられる。

## 5 有識者の見解その他関連事項

「予防行政のあり方に関する検討会」（委員長：平野敏右 東京大学名誉教授）において、消防用機器等の検定制度等のあり方について検討を行い、「「今後の火災予防行政の基本的な方向について」を踏まえた対応について（報告）」が取りまとめられたところである。

今回の改正は、「予防行政のあり方に関する検討会」における検討内容を踏まえたものである。

## 6 レビューを行う時期又は条件

政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。